

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝川駐屯地
第 3 4 5 会計隊長 安田 和樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
1LXD1AA00510		1MPG1A20054 0001				26				
品名 または 件名										
暖房設備保守点検役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊滝川駐屯地				(陸上自衛隊滝川駐屯地)						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和4年3月31日 (木)						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等については、第 3 4 5 会計隊 契約班に掲示する。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和3年10月28日 (木) 13時00分 滝川駐屯地 諸隊会議室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙による。

1 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 付紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しないものであること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札時間に遅れた者の入札
- (5) その他、本公告に違反した者の入札
- (6) 「暴力団排除に関する誓約条項」に基づいた誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合併せて、次の文書を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合））、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

4 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。なお、落札金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

5 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。なお、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知した時とする。
- (2) 入札書には、消費税抜きの金額を掲載すること。
- (3) 入札に参加する者は入札開始前までに資格結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 入札に参加するものは、「入札及び契約心得」を確認すること。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 本入札は新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。そのため、当日来場にて応札を希望する場合は、令和3年10月27日（水）17時まで（8）の問い合わせ先へ連絡するものとする。来場の際はマスク着用等に留意すること。
- (7) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「暖房設備保守点検役務 入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて10月27日（水）17時までに滝川駐屯地会計隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (8) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊滝川駐屯地第345会計隊契約班（担当：渡部）
TEL 0125-22-2141（内線547）
- (9) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊滝川駐屯地業務隊管理科（担当：小西）
TEL 0125-22-2141（内線338）

7 公告掲示場所

- (1) 掲示場所
各駐屯地会計隊（滝川、岩見沢、美唄、旭川、札幌）
滝川商工会議所、岩見沢商工会議所、美唄商工会議所、旭川商工会議所、札幌商工会議所
北部方面会計隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>）
- (2) 掲示期間
令和3年10月6日（水）～令和3年10月28日（木）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書																												
暖房設備保守点検役務	仕 様 書 番 号	第 26 号																										
	作 成	令和 3 年 10 月 4 日																										
	作成部隊等名	滝川駐屯地業務隊管理科																										
	作 成 者	小西技官（内線 338）																										
1 概要 (1) 場所： 滝川市泉町 236 番地 陸上自衛隊滝川駐屯地 (2) 内容： 暖房設備シーズンイン点検 1 式 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">建物No.</th> <th style="width: 20%;">設 備 名</th> <th style="width: 20%;">規 格 等</th> <th style="width: 5%;">基数</th> <th style="width: 5%;">燃種</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">油だき温水ボイラ</td> <td>サンポット CUG-504UR</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">灯 油</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">機械室(暖房系) (ロートヒータンク系)</td> </tr> <tr> <td>サンポット CUG-133FMRF</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">40 (西)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">温水発生機 (真空式)</td> <td>昭和鉄工 SV-5004ECA-H</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A重油</td> <td style="text-align: center;">機械・コンプレッサ室</td> </tr> <tr> <td>昭和鉄工 SV-10004A-H</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">機械室（塗装）</td> </tr> </tbody> </table> (3) 役務仕様 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」及び製造業者の「取扱説明書」による。 2 一般事項 (1) 適用 この仕様書は、陸上自衛隊滝川駐屯地において実施する「暖房設備保守点検役務」について規定する。 (2) 報告書の書式等 報告書は各点検・保守項目の検査ができるものとし、受注者が定めるものとする。その他本役務に必要な書類等は監督官の指示に従い官側の定める書式により提出する。なお、役務写真は、監督官の指定するものについて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」により撮影する。ただし、原本の提出は必要としない。また、電子媒体による有効画素数は、200万画素以上とする。 (3) 業務現場管理 作業中は、労務者とその他の出入りの監督及び事故防止のため現場代理人を常駐させる。 3 点検・保守 (1) 別紙に基づき実施する。 (2) 試運転は監督官立会いの下実施する。 (3) 作業終了後は報告書（1部）を遅滞なく提出する。						建物No.	設 備 名	規 格 等	基数	燃種	設置場所	7	油だき温水ボイラ	サンポット CUG-504UR	1	灯 油	機械室(暖房系) (ロートヒータンク系)	サンポット CUG-133FMRF	1	40 (西)	温水発生機 (真空式)	昭和鉄工 SV-5004ECA-H	1	A重油	機械・コンプレッサ室	昭和鉄工 SV-10004A-H	1	機械室（塗装）
建物No.	設 備 名	規 格 等	基数	燃種	設置場所																							
7	油だき温水ボイラ	サンポット CUG-504UR	1	灯 油	機械室(暖房系) (ロートヒータンク系)																							
		サンポット CUG-133FMRF	1																									
40 (西)	温水発生機 (真空式)	昭和鉄工 SV-5004ECA-H	1	A重油	機械・コンプレッサ室																							
		昭和鉄工 SV-10004A-H	1		機械室（塗装）																							

保 守 点 検 基 準 表

下記各項目及び消耗部品等欄○印の部品の補充・交換（原則純正品使用）を実施
 (1) 油だき温水ボイラ（表4.2.1 鋳鉄製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー）

区分	項 目		消耗部品等		備 考
	点 検 部	作 業 内 容	補充	交換	
本 体	基礎・固定部		亀裂、沈下等・ボルトの緩み点検		
	外観	本体	腐食、損傷等点検		
	内部	燃焼室	漏水、過熱、割れ、焼損等点検		
			清掃		
			耐火材のき裂・脱落等点検		
		覗き窓	清掃・漏洩点検		
	煙道 (ドラフトレギュレータ)	漏洩・過熱・変色・腐食・割れ等点検			
		清掃			
付 属 品	安全弁・逃し弁		交換(133FMRFのみ)		○
			損傷・劣化・漏洩等点検		
	排気管・ドレン管		詰まり、腐食、損傷等点検		○
	逃し管		詰まり、腐食、損傷等点検		
			保温材の脱落、損傷等点検		
バ ー ナ ー	圧力計・水高計・温度計		作動点検		温度計のみ
			汚れ、詰まり、腐食、損傷等点検		
	ノズル		焼損、変形、汚れ・詰まり点検		
	点火栓		取付状態、焼損・変形・汚れ点検		
	ディフューザー		清掃、焼損・変形等点検		
	燃料管		詰まり、漏れ等点検		
自 動 制 御 装 置	空気ダンパー		清掃、損傷等点検		
			作動点検		
	制 御 盤	盤内	変色・さび・汚れ点検		
			結露、過熱等点検		
		機器・端子	取付状態の点検		
		各種スイッチ類	作動点検		
		表示灯	点灯及び警報器の発鳴等作動点検		
	動力回路	絶縁抵抗測定			
	点火電極		取付状態、焼損・変形等点検		
	絶縁碍子		取付状態、放電・配線の絶縁点検		
温水温度制限器		清掃、損傷・液漏れ等点検			
水位検出器		清掃、損傷等点検			
火災検出器		清掃、取付状態・損傷等点検			
燃料遮断弁		停止時滴下(漏れ)量の適正確認		規定値以下	
		接続部の漏れ点検			
地震感知器		作動点検			
そ の 他	温水循環	不凍液	点検・補充		○
		配管	点検・交換		○※
	燃焼装置	ストレーナー	交換		
		バーナーモーター・ファン	清掃、点検		
	燃焼確認	換気	機械室内の正圧を確認		
		排煙	スモーク確認		
		排ガス	出口温度確認		
	主安全装置		作動点検		
	燃焼遮断装置		作動点検		
各種パッキン類		交換		○	
				必要があるもの	

(2) 温水発生機 (4. 2. 3 温水発生機)

区分	項 目		消耗部品等		備 考		
	点 検 部	作 業 内 容	補充	交換			
本 体	基礎・固定部	亀裂、沈下等・ボルトの緩み点検					
	外 観	本体	燃焼ガス漏洩、焚・掃除口焼損等点検				
		保温材	脱落、損傷等点検				
		燃焼室	漏水、過熱、腐食等点検				
	清掃						
	真空度確認					既定の許容範囲	
	熱交換器		燃焼ガス漏洩点検				
			漏水、詰まり、流量点検				
		逃し弁分解清掃、腐食・損傷等点検					
	煙道・煙突	割れ・腐食・雨水侵入等点検					
		清掃					
耐火材の破損・脱落等点検							
付 属 品	抽気装置	作動点検					
	抽気ポンプ	グランドパッキン損傷点検					
	弁	損傷、詰まり点検					
	配管	接続部の緩み、水漏れ点検					
	抽気ブロー	作動点検					
	制御 安全 装置	温度調節器	作動点検				
		溶解栓・温度ヒューズ*	点検			真空式のみ	
抽気・安全スイッチ		作動点検			真空式のみ		
燃 焼 装 置	バーナー	清掃					
		点火・消火、燃焼状態(色・形・音)点検					
		ノズル					
		ディフューザー	焼損、変形、割れ等点検				
	バーナータイル						
	電極棒	交換					
	ストレーナー	清掃、漏れ及び作動点検					
	電磁弁	作動点検					
	油圧計	作動点検					
	火災検出器	清掃、損傷等及び作動点検		○※	支給品AFD100B0700		
燃料遮断弁	停止時滴下(漏れ)量の適正を確認						
地震感知器	作動点検						
自 動 制 御 装 置	操作盤内	変色・さび・汚れ点検					
		結露、過熱等点検					
	機器・端子	取付状態の点検					
	各種スイッチ類	作動点検					
	表示灯	点灯及び警報器の発鳴の作動点検					
	動力回路	絶縁抵抗測定					
そ の 他	温水 循環	不凍液	点検・補充	○		支給品 ゴート-GDﾌﾟﾗｲﾝ950S	
		配管	漏洩・作動点検				
	燃焼 装置	オイルポンプ	点検				
		燃料管	詰まり、漏れ等点検				
		バーナーモーター・ファン	清掃、点検				
	燃焼 確認	換気	機械室内の正圧を確認				
		排煙	スモーク確認				
		排ガス	出口温度確認				
	燃焼遮断装置	作動点検					
	ダンパー	作動点検					
	安全弁・逃し弁・逃し管	損傷等点検					
	各種パッキン類	交換		○	必要があるもの		

※ 火災検出器(支給品AFD100B0700)取付のためマイコンコントローラー(RTP0V)の交換を実施する。

不凍液（温水循環システム）交換要領

1 温水系統循環清掃

(1) 水道水を循環ポンプで循環させることにより劣化した不凍液を完全に除去する。

※ 洗浄終了の時間は監督官の指示による

(2) 洗浄水を完全に排出する。

2 不凍液の補給

(1) 濃度（※1）及び必要量（※2）

(2) 循環させ空気抜きを実施

(3) 圧力（※3）確認

※各数値一覧表

該当機種	機種	※1 濃度 (%)	※2 不凍液 (L)	※3 規定値 (Mpa)	備考
○	サンボット CUG-133FMRF	50	93	0.08	